

# TOKOニュースレター

Vol. 15/2012年1月号 発行日: 2012年1月17日

#### 新年の挨拶

新年を迎え心よりお喜び申し上げます。

昨年は、東日本大震災、欧州債務危機、記録的な円高と大変厳しいアゲインストの風が吹く中、絆という 言葉に象徴されるように日本国民の粘り強くかつ秩序正しい民族性を世界に発信した年であったと思いま す。

当法人は、お陰様で昨年、創立 20 周年を迎え、IFRS 記念セミナーの開催、新しいホームページの立上などを行い、ニュースレターも月に一度の発行を継続し今月で 15 号となり、最新の会計税務監査に関する情報を、クライアント様へ毎月発信しております。

今年は、5月のスカイツリーオープン、7月のロンドンオリンピックが開催予定、さらに米国、フランス、ロシア、韓国、台湾で大統領選挙があり、昨年以上に変化の激しい年になりそうです。

今年も、当監査法人ナレッジチームは、上場会社向け、学校法人・公益法人向けの最新情報をわかりやすく、皆様に喜ばれるようなニュースレターを作成する予定ですので、どうかご支援よろしく御願い致します。

東光監査法人 包括代表社員 外山 卓夫

- I. 最新情報(2011年12月1日~2011年12月31日)
- 1. 一般会計(会計制度委員会)

特になし。

## 2. IFRS 関係(会計制度委員会)

CPA協会	種	カノトル	内 容	適用時期
HP掲載日	類	タイトル	内 容	沙川时别
2011 年 12	意見	IASB 公開草案「投	平成 23 年8月 25 日に国際会計基準審議会(IASB) から、公開	_
月28日		資企業」に対する意	草案「投資企業」が公表され、意見が求められました。	
		見について	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に対す	
			るコメントを取りまとめ、平成 23 年 12 月 27 日付けで提出いた	
			しましたのでお知らせいたします。	

3. 非営利・公会計(非営利法人委員会・公会計委員会) 特になし。

4. 学校法人会計(学校法人委員会) 特になし。

# Ⅱ. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

#### <四半期財務諸表における税効果会計について>

前月号で平成 23 年度税制改正法及び復興財源確保法の影響について記載しましたが、四半期財務諸表における税効果会計の会計処理について、2012 年 1 月 13 日に日本公認会計士協会(会計制度委員会)から「税効果会計に関する Q&A の改正について」の公開草案が出されております。この公開草案では、四半期会計基準・適用指針における税金費用(税効果会計)の取扱いを踏まえ税金費用を①年度決算と同様の方法で計算、または、②四半期特有の会計処理による計算に加え、③適時に一時差異等のスケジューリングを行うことが実務上困難な場合、についての対応を Q&A形式で示しています。ポイントの③では「合理的で実態に即していると考ええられる方法により算出した単一の税率」の使用も容認しています。この公開草案は、2 月 2 日まで意見募集を行っており日本公認会計士協会の HP に掲載されておりますので、是非ご覧ください。

### 2. ペーパーフェイスブック(新連載)

今月号から「今月のQ&A」を終了し、ペーパーフェイスブックに衣替えします。ペーパーフェイスブックでは、大きなテーマごとに、「疑問」と「つぶやき」形式で答えていきます。今回は、以前より要望の多かった「学校法人の会計及び監査」をテーマに「つぶやき」ます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承願います。

このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

## テーマ: 学校法人の会計及び監査

#### 【疑問】

私は現在私立大学の経理課に所属しているが、現在企業への導入のロードマップ上にある IFRS (国際財務報告基準) が教育機関を含む非営利団体に適用されるようなことがあるのかな?

#### 【つぶやき】

基本的には私学振興助成法に基づく経常費補助金を申請するための学校法人会計基準の将来におけるあり方へのひとつの回答をIFRSに求めたものです。

IFRS の対象が利潤の追求を目的とする企業のステークホルダーのなかで資金提供者への報告であることは既に知られていることです。しかし、このことが即座に収支のバランスを経営の旨とする非営利団体への不適用との結論にならないようです。

大学設置基準第五十条では外国に学部、学科その他の組織を設けることができる旨の規定があり、既にご存知のように文科省は大学の世界展開力事業を採択し昨年は25事業を決定しております。欧米及びアジアにおいて高等教育ネットワークを構築し、世界標準を行うことで国際社会において活躍できる人材の育成を目指しているところです。 実際日本の大学が海外への展開をより強め、海外から学生を受入れると、国際比較の問題が避けられなく、教育水準比較のみならず財務情報比較も含むものと考えられます。財務情報の重要な目的が比較可能性であれば同一基準での処理及び開示が望ましいことになります。

事実としてIFRS 導入先進国といわれているオーストラリアにおいては、一定の報告主体に該当する場合には非営利団体や政府機関についても適用する原則を策定し、民間企業との比較も可能な状態を作り上げています。同一経済事象,例えば金融商品会計、会計的評価見積り、会計方針の変更等、は同一のルールによって処理されるべきとの原則が貫かれているようです。

また英国においては、UKGAAPとIFRSとの断片的調和を越えて、中企業及び非営利団体(Not-for-profit Entity) について、IFRSの「中小企業向け基準」(IFRS for Small and Medium-sized Entities) を適用することの公開草案が出されビッグバンの入り口にたっています。キャッシュフロー計算書、連結財務諸表、注記情報などが具体例として示されています。

このような状況から考えますと諸外国ではすでに非営利団体の会計基準について I FRSにより近い形で動き始め 本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright Toko audit corporation. All rights reserved ていることが分かり、将来我が国においてもJGAAPとしての機能を果たしている学校法人会計基準等から他国同様IFRS若しくは同基準に準拠した原則に基づく財務情報の作成開示を否定できないとの帰結となり、発生主義を中心とする企業的な会計処理が慣行として成熟する可能性が残されています。同時に国際比較のため国内との二重基準での開示も想定できます。いずれにしましても、現在の難解な学校法人財務情報開示書類からは解放されるかもしれません。Time and Tide wait for no man. 歳月人を待たずの面が有りそうです。

### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

**〒**102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以上